

福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

福島県内における新型コロナウイルス感染症は、2022年に入り急激に拡大し、未だ収束の見通しが立たない状況となっている。コロナ禍が続くことにより、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足に伴う休業、生産調整等を余儀なくされるなど、第7波も懸念される状況において、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数である。

また、福島県内においては、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数は増加傾向にある。一方、パート労働者や、契約社員・派遣社員などの非正規労働者については、雇用全体の約4割を占めるなど、雇用形態の多様化が進んでいる状況となっている。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨を鑑みるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を見据えたセーフティーネットの強化策及び人口流出抑制策としての最低賃金引上げと早期発効は喫緊の課題でもある。

よって、当市議会は、国及び福島労働局に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金について、毎年年率3%程度を目途に引上げを図ること。特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円への引上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。
- 2 中小企業等が最低賃金引上げの原資捻出のため、価格転嫁を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 賃金の多寡と人口移動については、相関関係が示されており、労働力確保や人口流出抑制等の観点からも最低賃金引上げに取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響

も考慮し、可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月15日

喜多方市議会議長 渡 部 勇 一

【意見書提出】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
厚生労働大臣	後藤	茂之	殿
福島労働局長	河西	直人	殿